

社援保発1001第1号
平成22年10月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局 保護課 長



要保護者の把握のための関係部局・機関等との
連絡・連携体制の強化の徹底について

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」（平成13年3月30日社援保発第27号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にて通知しているとおり、生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度について周知を図るとともに、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるようお願いしてきたところです。

今夏、記録的な猛暑に見舞われた中、生活困窮者が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められ、死亡に至るといふ大変痛ましい事案が発生しました。また、一部の自治体においては、関係部局・機関等との連絡・連携体制が十分に図れていない実態も見受けられます。

このような実態を踏まえ、生活困窮者に関する情報を福祉事務所に適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉事務所との連携等に係る協議について」（平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知）に基づき、例えば、電気等の供給停止に際して、生活困窮者からの求めに応じ福祉事務所の連絡先を紹介する等の取組を事業者等と連携して実施するとともに、事業者等が生活困窮者と把握できた場合に供給停止に関し柔軟な対応がとれるよう、事業者等と認識を共有する等、必要な措置を講じていただくようお願いします。

また、生活保護受給中の方についても、猛暑日等には必要に応じて、特に高齢者等に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認に努められるよう管内実施機関に対し周知していただくようお願いします。

上記の実施状況については、別途報告を求めますので御了知願います。

なお、本通知については、資源エネルギー庁と協議済みであることを念のため申し添えます。



○要保護者の把握のための関係部局・機関等との 連絡・連携体制の強化について

〔平成13年3月30日 社援保発第27号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長
宛 厚生労働省社会・援護局保護課長通知〕

従来より、生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度について周知を図るとともに、民生委員、保険年金部局及び保健福祉部局等との連携・連絡体制等の整備やこれらの情報が提供された際には、きめ細かな面接相談を実施するとともに、その後のフォローアップの充実等をお願いしてきたところである。

最近も生活困窮から料金等を滞納し水道・電気等のライフラインが止められ、死亡等に至るといふ大変痛ましい事件が発生したところである。そのため、更に地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者や居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連絡・連携体制についても強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるよう管内実施機関に対し周知されたい。

なお、住居によっては、水道・電気等の料金徴収等の業務について、通常の事業者とは異なり、都市基盤整備公団等の住宅管理者等が行っている事例もあるため留意されたい。

○福祉部局との連携等に係る協力について

平成14年4月23日
北海道電力株式会社取締役営業部長、東北電力株式会社
取締役お客様本部営業部長、東京電力株式会社常務
取締役、中部電力株式会社取締役販売本部営業部長、
北陸電力株式会社常務取締役、関西電力株式会社常務
取締役お客様本部部長代理、中国電力株式会社取締役
役販売事業本部部長、四国電力株式会社取締役営業部
常務取締役宛 資源エネルギー庁電力ガス事業部電力
市場整備課長通知

平成14年4月23日 14電ガ市第1号
社団法人日本ガス協会専務理事、社団法人日本簡易ガ
ス協会専務理事宛 資源エネルギー庁電力・ガス事業
部ガス市場整備課長通知

平成14年4月23日
社団法人全国エルピーガス卸売協会専務理事、社団法
人日本エルピーガス連合会専務理事、全国農業協同組
合連合会常務理事宛 資源エネルギー庁資源・燃料部
石油流通課長

生活困窮者に関しては、ここ数年、餓死事件が新聞等で報道されておりますが、(宛名)におかれましては、これまでも、生活困窮者と把握できた場合に対して、供給停止について柔軟に対応したり、状況に応じて福祉事務所等へ連絡を行うなどの取組を自主的に行われているものと認識しております。

生活困窮者への対応については、市町村等の福祉部局の対応が基本であると認識しておりますが、生活困窮者への対応として地域の連帯が必要であり、(電力会社又は宛名)がその一翼を担う重要な機関の一つであることや上記の最近の情勢を踏まえ、生活困窮者と把握できた場合には、料金未払いによる供給停止に関し柔軟な対応を行っていただくとともに、プライバシーの保護に配慮しつつ、福祉部局等との連携について協力していただくようお願い申し上げます。